カーライフプラン

2024年9月2日現在

1.　商品名	カーライフプラン
2.　ご利用いただける方	当金庫の営業地域内に居住あるいは勤務（営業）し、「日本国籍を有する者」、または在留資格が「永住者」「特別永住者」である方で、以下の条件を全て満たす方 ①　年齢が満18歳以上の方（就職内定者は満18歳以上30歳未満の方） ②　安定継続した収入のある方 ③　一般社団法人しんきん保証基金（以下「しんきん保証基金」という）の保証が得られる方 ④　反社会的勢力に該当しない方 ※　「ＷＥＢ完結型」では上記に加え、申込み時に当金庫で普通預金口座をお持ちであることが条件となります。 ※　就職内定者の方はＷＥＢでお申込みいただくことができません。窓口でのお手続きとなります。
3.　お使いみち	お申込人またはお申込人のご家族(配偶者、親、子、孫)が使用する自家用自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 ①　購入資金(購入にかかる税金･保険料等も可) ②　車検･修理費用 ③　パーツ･オプションの購入･取付費用 ④　自動車保険費用 ⑤　運転免許取得費用 ⑥　車庫設置費用 ⑦　電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧　お申込人が①から⑦を使途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ※　「ＷＥＢ完結型」では上記資金で全額振込み可能なものに限ります。借換え資金を含む場合は「来店型」での取扱いとなります。
4.　ご融資形式	証書貸付
5.　ご融資金額	1万円以上1,000万円以内（1万円単位） 但し、就職内定者の方は200万円以内となります。
6.　ご契約期間	3ヶ月以上15年以内
7.　ご融資利率	変動金利型とし、当金庫所定の利率を適用します。 ・　当金庫が定めるのとしん長期基準金利を基準に毎年4月1日と10月1日（基準日）に見直し、基準日の翌日以降最初に到来する約定返済日の翌日から新金利が適用になります。 ・　最新のご融資利率については、当金庫の本支店窓口へお問い合わせいただくか、またはホームページをご覧ください。
8.　ご返済方法	毎月元利均等返済 ・　元金返済の据置期間は6ヶ月以内となります。 （就職内定者の据置期間は、6ヶ月以内または就職月の翌々月まで） ・　お借入金額の50%以内につき6ヶ月ごとのボーナス返済併用も可能です。 ・　産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヶ月間の元金返済の据置期間とは別に、元金返済の据置期間を最長2年間まで延長することができます。併せて、元金返済の据置期間分のご契約期間を延長することができます（ご契約期間は最長17年となります）。
9.　ご返済額	当金庫の本支店窓口やホームページでご返済額の試算ができます。
10.　保証人・担保	しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
11.　保証料	しんきん保証基金への保証料が必要となりますが、ご融資利率に含まれていますので別途お支払の必要はありません。
12.　手数料	条件変更をされる場合には当金庫所定の手数料が必要です。

13. 支払方法	ご融資金は、可能な限りお支払先等へのお振込とさせていただきます。 ※ 「ＷＥＢ完結型」ではご融資金額全額をご購入先へお振込させていただきます。
14. ご用意いただくもの	① 返済用普通預金口座（総合口座）のお届け印 ② ご本人確認書類 ・ 運転免許証をお持ちの方 運転免許証 ・ 運転免許証をお持ちでない方 個人番号カード、健康保険証、パスポート、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか ※ 健康保険証をご提示の場合は、他に住民票抄本や公共料金の領収書等もご用意ください。 ㊟ 日本国籍以外の方は本人確認書類に加え、次の書類をご用意ください。 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等 ※ 「ＷＥＢ完結型」は運転免許証等の顔写真付ご本人確認書類をお持ちであることが条件となります。 ③ 年収確認書類（ご融資金額 100 万円以下、就職内定者は不要） ・ 給与所得者の方 公的所得証明書、源泉徴収票 ・ 自営業者の方 公的所得証明書、確定申告書 ・ 年金受給者の方 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書 ④ 資金使途確認書類 ・ 見積書、注文書、請求書等資金使途が確認できる書類（資金使途が自家用車購入の場合は、納車後に車検証[写]をご提出いただきます。） ・ 融資残高確認書類（借換資金を含む場合） ⑤ 就職内定者の方は、就職内定先が発行する内定を証明する書類
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	＜苦情処理措置＞ ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9 時～17 時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ ・ 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 ・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。
16. その他	・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 ・ 審査過程でご提出いただきました書類等はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ・ ＷＥＢ完結型でお申込みいただいても、ご融資条件によっては来店型でのお手続きとなることがありますので、あらかじめご了承下さい。 ・ 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合があります。 ・ その他の詳細については、当金庫の本支店窓口へお問い合わせください。